松江市告示第 337 号

市道区域の決定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定したので、告示する。

その関係図面は、松江市都市整備部建設総務課において、告示の日から15日間一般の縦覧に供する。

令和4年5月10日

松江市長　　上　定　昭　仁

道路の種類	路線名	起点 終点	延長（メート	幅員（メート	重要な経過地	図面番号
市道	揖屋駅線	松江市東出雲町揖屋字澤尻701番6地先 〃　〃　字勇才802番2地先	261.90	1.10 乃至 2.50	東出雲町揖屋	1
市道	白岸6号線	松江市黒田町字白岸350番11地先 〃　〃　〃　350番26地先	132.1	6.0	黒田町	2
市道	山居下2号線	松江市浜乃木二丁目790番2地先 〃　〃　〃　756番7地先	120.0	6.0	浜乃木二丁目	3
市道	湯町南枝線	松江市玉湯町湯町62番17地先 〃　〃　〃　61番12地先	50.0	6.0	玉湯町湯町	4